

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定並びに
令和4年度東京都立高等学校入学者選抜の合格者の発表及び入学手続において
受検者又は保護者による対応がどちらも困難な場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、令和4年度都立中等教育学校及び都立中学校（以下「都立中学校」といいます。）入学者決定並びに令和4年度都立高等学校入学者選抜において、受検者又は保護者が陽性者や濃厚接触者となったために、入学手続を行うことが難しい状況が想定されます。

受検者又は保護者が入学手続を行うことが難しい場合は、次の1又は2のどちらかの対応をお願いします。

1 保護者の代理人が、都立中学校や都立高等学校からの合格通知書等の書類の受領、入学確約書の提出を行う。代理人は、原則志願者の親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）とするが、親族が代理人となることが難しい場合は、親族以外も認める。代理人は、書類の受取時に、受検票に加え、保護者からの委任状及び本人確認のできる身分証を、窓口において提示する。

また、都立中学校の「入学意思確認書」又は都立高等学校の「入学確約書」における保護者氏名欄については、自署だけでなく記名及び押印も認めることとする。

2 1の代理人への依頼が難しく、書類の受け渡し等が難しい場合は、受検者の在籍する小学校又は中学校等（以下「在籍校」といいます。）が受検者に対して合格の確認及び入学の意思確認をすることができる場合に限り、在籍校が仮提出用の「入学意思確認書」又は「入学確約書」を提出することを認める。

仮提出用の「入学意思確認書」又は「入学確約書」の提出については、添付文書を使用し、記入例を参考にして作成する。また、欄外に必ず校長名を記載するとともに公印を押すこと。

提出については、窓口への直接持参に加え、PDFを電子メールに添付して送付することも認める。メールアドレスについては、提出先の都立中学校又は都立高等学校に確認すること。

受検者は後日、合格通知書を受領して、「入学意思確認書」又は「入学確約書」を提出すること。

また、都立中学校又は都立高等学校と連絡をとり、入学料については期限内に納付すること。